大阪府警察障害者施策推進要綱の制定について

平成６年５月６日

例規（総）第47号

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 最近改正 | 令和４年３月31日例規（務）第47号 | 　 |  |

障害者が障害を持たない者と同等に生活し、活動する社会を目指すという「ノーマライゼーション」の理念の基に、障害者の社会参加を促進する各種施策の推進が必要とされている現状を踏まえ、大阪府警察において本来の業務の中で、障害者に対する保護・支援等の総合的な施策を推進するため、別記のとおり大阪府警察障害者施策推進要綱を制定し、平成６年５月10日から実施することとしたので、積極的な推進に努められたい。

別　記

大阪府警察障害者施策推進要綱

第１　趣旨

この要綱は、大阪府警察の業務において、障害者の気持ちに配意した各種の施策を推進するために、必要な事項を定めるものとする。

第２　推進施策

１　警察施設の改善

(１)　警察施設の点検

障害者の立場に立った警察施設の整備を計画的に推進するため、警察施設の点検を行い、施設上の不備を把握する。

(２)　警察施設の計画的整備

障害者の利用頻度等を勘案して、警察施設の整備を推進する。

２　障害者との相互理解

(１)　実態把握活動

巡回連絡等を活用し、保護を要する障害者を的確に把握する。

(２)　広聴・相談活動

関係機関等との連携の下に、広聴活動を積極的に推進して障害者の要望・意見を的確に把握するとともに、障害者からの相談に対しても誠意を持った対応に努める。

(３)　職員に対する啓発活動

関係機関等との連携の下に、各種研修での講話・機関誌等を活用して、大阪府警察職員（以下「職員」という。）に対して「ノーマライゼーション」の理念の浸透を図る。

(４)　福祉ボランティア活動の参加への支援

各種福祉ボランティア活動の現状とその必要性を紹介するとともに、職員の福祉ボランティア活動への参加を支援する。

(５)　各種行事への障害者の招へいと参加の促進

警察活動に対する一層の理解と協力を得るため、各種行事に障害者を招へいするとともに、防犯運動、交通安全運動等への参加を促進する。

(６)　障害者と協働する職場環境の整備

障害者の雇用に伴い、障害者と健常者とが共に協力して働ける職場環境の整備を推進する。

３　障害者の立場に立った応接

(１)　手話・点字等の特殊能力者の育成

障害者との円滑なコミュニケーションを図るため、手話・点字等の特殊能力を有する職員の育成を図る。

(２)　手話・点字等の特殊能力者の活用

手話・点字等の特殊能力を有する職員の効果的な人事配置を図る。

４　障害者の保護

(１)　防犯活動及び事故防止活動

ア　防犯活動

障害者に係る各種の犯罪及び事故を防止するため、関係機関等との連携の下に、障害者に対する効果的な防犯広報、防犯診断、防犯指導等を積極的に推進する。

イ　緊急通報システムの整備

障害者の利便性等を考慮した緊急通報システムの開発、整備等を推進し、事故防止活動を図る。

(２)　交通事故の防止活動

ア　交通安全教育活動

障害者に係る交通事故を防止するため、関係機関等との連携の下に、障害者に対する効果的な交通安全広報、交通安全講習、交通安全指導及び運転者対策を積極的に推進する。

イ　交通環境の整備

障害者に係る交通事故を防止するため、関係機関等との連携の下に、総合交通規制の実施並びに交通安全施設の開発及び整備を積極的に推進する。

第３　障害者施策推進委員会の設置

１　設置

前記第２の施策及びこれに付随した各種施策を組織的に推進するため、大阪府警察本部に障害者施策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　任務

委員会は、前記第２の施策を障害者の気持ちに配意した施策として推進するため、必要な事項について総合的な審議を行う。

３　構成

(１)　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

(２)　委員長は副本部長を、副委員長は総務部長及び警務部長をもって充てる。

(３)　委員は、次の者をもって充てる。

ア　本部の各部長（総務部長及び警務部長を除く。）

イ　警察学校長

ウ　委員長が指定する参事官

エ　第一方面本部長

オ　委員長が委嘱する大阪府情報通信部長

４　会議

(１)　委員会は、必要の都度委員長が招集し、議事を主宰する。

(２)　委員長に事故があるときは、委員長の指名する副委員長がその職務を代理する。

５　幹事会

(１)　委員会に付議される事項について、事前に検討・協議させるため、委員会に幹事会を置く。

(２)　幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。

(３)　幹事長は総務課長を、副幹事長は総務課次長及び警務課調査官（企画担当）をもって充てる。

(４)　幹事は、次の者をもって充てる。

ア　総務課企画第二担当課長補佐

イ　会計課管理官（予算担当）

ウ　施設課管理官（計画担当）

エ　府民応接センター調整担当所長補佐

オ　生活安全総務課企画第二担当課長補佐

カ　地域総務課企画第二担当課長補佐

キ　刑事総務課企画第二担当課長補佐

ク　交通総務課企画第二担当課長補佐

ケ　警備総務課企画第二担当課長補佐

コ　その他幹事長が指名する者

(５)　幹事会は、必要の都度幹事長が招集し、議事を主宰する。

(６)　幹事長に事故があるときは、幹事長の指名する副幹事長がその職務を代理する。

(７)　幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対し、幹事会への出席を求めることができる。

６　庶務

委員会及び幹事会の庶務は、総務課において行う。